

奈良県農地中間管理事業等推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十六号

奈良県農地中間管理事業等推進基金条例の一部を改正する条例

奈良県農地中間管理事業等推進基金条例（平成二十六年三月奈良県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
- 二 国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。